

四日市市青年就農給付金給付規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年6月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第25号

四日市市青年就農給付金給付規則等の一部を改正する規則

(四日市市青年就農給付金給付規則の一部改正)

第1条 四日市市青年就農給付金給付規則(平成25年四日市市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 792 804 891"><u>四日市市農業次世代人材投資資金</u> <u>交付規則</u></p> <p data-bbox="252 972 347 1008">(目的)</p> <p data-bbox="204 1034 817 1420">第1条 この規則は、<u>次世代を担う農業</u> <u>者となることを志向する経営の不安</u> <u>定な就農初期段階の新規就農者</u>に対し て<u>農業次世代人材投資資金</u>(以下「<u>資金</u>」 という。)を<u>交付</u>することにより、青年 の就農意欲の喚起及び就農後の定着を 図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="252 1509 446 1545">(交付要件等)</p> <p data-bbox="204 1572 817 1778">第2条 <u>資金の交付</u>は、次の各号に掲げ る要件をいずれも満たす者(以下「<u>交付</u> <u>対象者</u>」という。)に対し、予算の範囲 内で行う。</p> <p data-bbox="236 1805 817 2020">(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則4 5歳未満であり、<u>次世代を担う農業者</u> となることについての強い意欲を有 していること。</p>	<p data-bbox="948 792 1449 828">四日市市<u>青年就農給付金給付規則</u></p> <p data-bbox="900 972 995 1008">(目的)</p> <p data-bbox="852 1034 1465 1361">第1条 この規則は、経営の不安定な就 農初期段階の<u>青年就農者</u>に対して<u>青年</u> <u>就農給付金</u>(以下「<u>給付金</u>」という。)を <u>給付</u>することにより、青年の就農意欲 の喚起及び就農後の定着を図ることを 目的とする。</p> <p data-bbox="900 1509 1094 1545">(給付要件等)</p> <p data-bbox="852 1572 1465 1778">第2条 <u>給付金の給付</u>は、次の各号に掲 げる要件をいずれも満たす者(以下「<u>給</u> <u>付対象者</u>」という。)に対し、予算の範 囲内で行う。</p> <p data-bbox="884 1805 1465 2020">(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則4 5歳未満であり、<u>農業経営者</u>となるこ とについての強い意欲を有している こと。</p>

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。この場合において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イ 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、及び取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。この場合において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イ 主要な農業機械及び農業施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を給付対象者の名義で出荷し、及び取引すること。

エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給

付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(4) 前号の青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（第1号様式—2）を添付するもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農

付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請追加資料（第1号様式—2）を添付するものをいう。以下同じ。）であると市長が認めた者であること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする。

(4) 新たに青年就農給付金の給付を受けようとする者については、基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（給付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除

家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長が認めた者であること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) (略)
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、原則として国が実施する農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) (略)
- (9) 平成24年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき新規就農者1人あ

く。）。

- (5) 第4条に規定する青年等就農計画等が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (6) (略)
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として国が実施する農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) (略)
- (9) 平成23年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(給付金額及び給付期間)

第3条 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき青年就農者1人

たり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

2 資金の交付期間は、最長5年間(平成28年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(1)から(3)まで (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等

あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。

2 給付金の給付期間は、最長5年間(平成27年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、給付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。

(1)から(3)まで (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に給付期間1年につきそれぞれ第1項の額を給付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年

就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)及び農業次世代人材投資資金申請追加資料を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、審査に当たっては、三重県等の関係機関やサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)が青年等就農計画等を変更しようとする場合は、農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第5条の規定による手続に準じて

等就農計画等を作成し、青年就農給付金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、青年就農給付金青年等就農計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、審査に当たっては、県等の関係機関や指導農業士等の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)が青年等就農計画等を変更しようとする場合は、青年就農給付金青年等就農計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第5条の規定による手続に準じて

承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（資金の交付申請）

第8条 受給適格者が資金の交付を受けるにあつては、農業次世代人材投資資金交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い、農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書（第6号様式）により受給適格者に通知するものとする。

（資金の請求）

第10条 受給適格者は、前条の交付の決定及び額の確定を受けたときは、農業次世代人材投資資金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに資金を交付するものとする。この場合において、市長は1年分の資金を一括で交付することができ

承認を行い、青年就農給付金青年等就農計画変更承認書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（給付金の給付申請）

第8条 受給適格者が給付金の給付を受けるにあつては、青年就農給付金給付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の給付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（給付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは、給付の決定及び額の確定を行い、青年就農給付金給付決定及び確定通知書（第6号様式）により受給適格者に通知するものとする。

（給付金の請求）

第10条 受給適格者は、前条の給付の決定及び額の確定を受けたときは、青年就農給付金給付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに給付金を給付するものとする。この場合において、市長は1年分の給付金を一括で給付することが

るものとする。

(就農状況報告等)

第11条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間までについては、前項の例により作業日誌(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の書類を受けたときは、サポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、資金を交付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができていかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

5 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト(第11号様式)を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 交付対象者への面談

できるものとする。

(就農状況報告等)

第11条 給付金の給付を受けた者(以下「給付金受給者」という。)は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受け付けたときは、三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができていかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

3 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト(第9号様式)を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 給付金受給者への面談

ア (略)

(2) ほ場確認

ア及びイ (略)

(3) (略)

6 市長は、交付対象者の営農上の諸課題の相談に応じるサポート体制を整備するものとする。

(交付の中止)

第12条 交付対象者は、資金の受給を中止するときには、中止届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第4項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が交付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

(6) 交付対象者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。)が350万円以上であった場合。ただし、その後350万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から資金の

ア (略)

(2) 圃場確認

ア及びイ (略)

(3) (略)

4 市長は、受給者の営農上の諸課題の相談に応じる体制を整備するものとする。

(給付の中止)

第12条 給付金受給者は、給付金の受給を中止するときには、中止届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、給付金の給付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第2項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が給付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

(6) 給付金受給者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。)が350万円以上であった場合。ただし、その後350万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から給

交付を再開することができるものとする。

(交付の休止等)

第13条 交付対象者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の休止届の提出があり、農業経営を休止することがやむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止するものとする。

3 交付対象者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届（第14号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の経営再開届の提出があり、交付対象者が適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

(資金の返還)

第14条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第4号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 第12条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に該当した時点が

付金の給付を再開することができるものとする。

(給付の休止等)

第13条 給付金受給者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の休止届の提出があり、農業経営を休止することがやむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止するものとする。

3 給付金受給者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の経営再開届の提出があり、給付金受給者が適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開するものとする。

(給付金の返還)

第14条 給付金受給者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める給付金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 第12条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に該当した時点が

既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金

(2) 偽りその他不正な行為により資金を受給したことが明らかになったとき 資金の全額

(3) 第2条第2号アただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかったとき 資金の全額

(4) 交付期間(資金の交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額

2 市長は、前項各号に掲げる要件に該当する交付対象者に対し、資金の返還を命じるものとする。

(返還免除)

第15条 交付対象者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付対象者から前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容が適当と認められるときは、資金の返還を免除することができる。

既に給付した給付金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の給付金

(2) 偽りその他不正な行為により給付金を受給したことが明らかになったとき 給付金の全額

(3) 第2条第2号アただし書による給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかったとき 給付金の全額

2 市長は、前項各号に掲げる要件に該当する給付金受給者に対し、給付金の返還を命じるものとする。

(返還免除)

第15条 給付金受給者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、給付金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、給付金受給者から前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容が適当と認められるときは、給付金の返還を免除することができる。

(住所等変更報告)

第16条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付情報等の登録)

第17条 市長は、青年等就農計画等、交付申請書等の提出があった場合には、青年就農給付金給付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第17号様式により適切に取り扱うものとする。

(資金の評価)

第18条 市長は、当該資金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

(住所等変更報告)

第16条 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(給付情報等の登録)

第17条 市長は、青年等就農計画等、給付申請書等の提出があった場合には、青年就農給付金給付対象者データベース(以下「データベース」という。)に給付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第15号様式により適切に取り扱うものとする。

(給付金の評価)

第18条 市長は、当該給付金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

第1号様式から第17号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 4 条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

第1号様式-2

農業次世代人材投資資金申請追加資料

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月
-----------

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日
---------------

6 その他

生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 交付されている <input type="checkbox"/> 交付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧並びに契約書等の写し

別添7. 通帳の写し

別添8. 確約書及び当該農地を示す地図（親族から賃借した農地が主である場合）

※その他、市長が必要と認める書類（前年の所得証明書など）

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	その他							
	農業次世代人材投資資金※							
	収入計①(資金を除く)							
			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農 業 経 営 費	原材料費							
	減価償却費							
	出荷販売経費							
	雇用労賃							
支出計②								
【参考】設備投資(内容、金額)								

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業次世代投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名又は捺印を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

※	連帯保証人	住所		
		氏名		印
連帯保証人	住所			
	氏名			印

(連帯保証人氏名は自署すること。)

※連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

添付書類 連帯保証人の印鑑証明書



別添 8

確 約 書

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名 印

(生年月日 年 月 日 歳)

私は、下記親族から貸借した農地について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の規定に基づき、 年 月 日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同規則の規定により、当該交付金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏 名		本人との続柄	
住 所			

(農地の情報)

所在地	
面 積	

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

第2号様式（第5条関係）

第 号一

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書

年 月 日付けで申請のあった農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第5条の規定に基づき承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認申請書

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第6条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の変更承認を申請します。

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった農業次世代人材投資資金青年等就農計画  
変更承認申請について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 7 条の規定に基  
づき変更承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

四日市市長

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金交付申請書

農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く 額 <sup>※2</sup> を記載	(ア) 円
今年の交付金額 <sup>※3、※4</sup> 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150 万円	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給 付（例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類※

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧並びに契約書の写し
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））
- ・税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった農業次世代人材投資資金交付申請については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 9 条の規定に基づき、下記のとおり給付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 資金の交付決定及び確定金額

円

2. 今回交付決定する交付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 資金の交付条件

- (1) 資金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この資金に係る帳簿及び関係書類を資金交付事業終了の年次の次の年度から 5 か年整理保存しなければならない。
- (3) この資金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

農業次世代人材投資資金交付請求書

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第10条の規定に基づき、農業次世代人材投資資金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等		
合 計				
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力		(人/日)		

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）	
	所有地			
	借入地			
作業受託	作目	作業内容	実績	

3. 前年の所得※<sup>1</sup>

	万円
--	----

4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類

別添 1. 作業日誌の写し

2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧並びに契約書等の写し

（2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。）

5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）

※1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合 計	

別添 2

決 算 書

			計画 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計① (資金を除く)					

			計画 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計②					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計③ = ① - ②					
農外所得④			所得合計③ + ④		

第9号様式（第11条関係）

作業日誌  
 交付終了後 年目 前半・後半（～ 月分）

年 月 日

四日市市長

住所  
氏名 印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

第10号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

農業経営を中止し、離農※しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則  
第11条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
-----	-------

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、  
「独立・自営就農を中止」とする。

第11号様式（第11条関係）

就農状況確認チェックリスト

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後」とする。

確認対象者住所：

確認対象者氏名：

農業次世代人材投資資金交付の有無： 有 ・ 無

確認者所属・名前：

確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用 （これまでの状況について聞き取る）

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

2 ほ場（現地）確認用 （確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある  
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている  
適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である

3 書類確認用 （これまでの状況について記載する）

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている ・ 帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある ・ 帳簿をつけていない

4 総合所見

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write the overall findings (総合所見) of the report.

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

中 止 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第12条の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第13号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

第14号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

経 営 再 開 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第3項の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日～ 年 月 日

第15号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

返 還 免 除 申 請 書

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第15条の規定に基づき申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第16号様式（第16条関係）

住所等変更届

年 月 日

四日市市長

氏 名 印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第16条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変 更 前	氏名  住所  電話番号  その他
変 更 後	氏名  住所  電話番号  その他

## 第17号様式（第17条関係）

### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、農業次世代人材投資資金受給者本人の同意を得ることにより、本事業を実施します。

### 第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、以下のとおりです。（別紙「個人情報の取扱い」参照）

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

別紙

四日市市長

### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

#### 四日市市農業次世代人材投資資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、国が選定した団体、東海農政局、三重県、  
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、  
三重県農業会議、三重北農業協同組合、鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、  
四日市市農業委員会

#### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

(四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則(平成27年四日市市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1 から 4 まで (略) 5 <u>この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき給付を受けている者が、この規則の改正後に第3条に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、新規則の適用を受けるものとする。</u>	附則 1 から 4 まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市青年就農給付金給付規則の規定により実施している事業については、なお従前の例による。この場合において、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

(商工農水部農水振興課)